

令和3年8月23日

本校生徒・保護者の皆様へ

青森県立青森南高等学校
校長 中道 哲

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた学校教育活動の実施について

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、県教委から新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対処するための感染拡大防止対策の変更の通知文が届きましたが、さらに対外試合等以外の学校内の教育活動に関しての変更通知が追加で届きましたので、合わせてお知らせいたします。現在も、感染防止に協力いただいておりますが、深刻な医療崩壊等を防ぐための追加対策に、さらなる御協力をお願い申し上げます。

記

1 各教科等について【令和3年5月25日付け青教育第371号の追加部分】

各教科等において以下のような「感染対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」を控えること。

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」
- ・「近距離で一斉に大きな声を出す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」など

2 健康安全・体育的行事（健康診断・避難訓練・運動会・球技大会等）の実施について

(1) 運動会等の実施に当たっては、3つの密を避けるよう、実施内容や方法（例えば、来場者の制限や半日での開催など）の工夫をすること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

また、児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は実施を見合わせるほか、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

- (2) 健康診断については、例えば、保健室への入退室について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮すること。
- (3) 避難訓練や交通安全指導などについては、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施すること。

3 文化的行事（文化祭・学習発表会等）の実施について

- (1) 文化祭等の実施に当たっては、運動会等と同様に3つの密を避けるよう実施内容や方法（例えば、来場者の制限や期間の短縮など）の工夫をすること。各種準備や練習に関しては、一度に大人数が集まって人が密集しないよう工夫すること。なお、地域の感染状況等も踏まえて、必要に応じて中止や延期などについて検討すること。

4 旅行・集団宿泊的行事（遠足・修学旅行等）の実施について

- (1) 遠足などのバス等による移動に際し、車内の換気に十分注意し、マスクを着用し、会話を控えめにすること。
- (2) 修学旅行の実施に当たっては、修学旅行の目的地となる地域の感染状況、関係自治体の方針等をしっかり把握し、感染防止策の確実な実施や保護者などの意向を確認の上、適切に判断すること。その上で、当面の措置として一旦取り止める場合においても、中止ではなく延期扱いとしたり、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について検討したりするなどの配慮をすること。
なお、児童生徒や同居する家族等の健康観察も徹底した上で、家族等に発熱・体調不良者がいる児童生徒は、修学旅行への参加を取りやめてもらうなどの配慮をすること。

5 勤労生産・奉仕的行事（職場体験活動・地域清掃等）の実施について

- (1) インターンシップ等の実施については、事前に受入先企業等との綿密な打合せを行い、実施時期や日数等を検討すること。また、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることを。
- (2) 校外活動について、一斉ではなくグループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

6 儀式的行事（始業式・終業式・卒業式等）の実施について

- (1) 儀式的行事を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じること。